

平成30年度 事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(公社) 長崎県宅地建物取引業協会

わが国の経済は、内閣府の月例経済報告によると、景気は緩やかな回復基調が続いている。先行き予測は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし600兆円経済の実現を目指すとしている。

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会では、2014年にハトマークグループ・ビジョンとして「私たちハトマークグループは、みんなを笑顔にするために地域に寄り添い、生活サポートのパートナーになることを目指します。」を掲げました。これから2020年に向かって進むべき道標として第2期中期計画ハトマークグループ・ビジョン2020は「地域」を顧客と捉え、ハトマーク会員が継続した地域守り・家守り・資産守りのお手伝いを行い、顧客満足度を超えた感動のサービスにより「消費者の笑顔」「地域生活者の笑顔」「地域コミュニティの笑顔」を示し、ハトマークグループ・ビジョンの実現を重点事業とした。また全宅連として当面の課題は、宅建業法改正に伴うインスペクションに関する情報提供、瑕疵保険の普及などの既存住宅流通市場の活性化策の実施や、不動産キャリアパーソン講座を基礎とした関連団体との連携のもと体系的な研修制度を構築するとしている。

長崎県では、住生活基本計画に基づき、県民の住生活の向上や住宅の安定確保にむけて各種住宅関連施策を進めている。昨今の少子高齢化の進行、単身世帯の増加等の人口並びに世帯構成の変化、増加する空き家問題等の社会情勢の変化に対応し「住みたい・住める・住み続けられる長崎県」の実現を目指したいとしている。その施策として、高齢者・低所得者・被災者・障がい者等の住宅確保要配慮者に対する住居の安定確保を図る新たな住宅セーフティネット制度の推進や空き家・空き地バンク情報提供及び助成制度の充実・拡充等、移住促進につながる施策を展開している。本会としてもこれからも長崎県空家対策協議会並びに長崎県居住支援協議会等の行政施策に協力及び協働参画していく。

(公社) 長崎県宅地建物取引業協会は平成29年度に創立50周年の節目を迎えた。これもひとえに会員各位・行政・全宅連等関連団体・関連他団体・取引業者などの皆様のご協力ご支援の賜物と感謝します。本年度も消費者の利益の擁護又は増進の為に、また会員の収益向上・業務支援を積極的に行いながら本会が未来に向かって目指す理想の姿(ハトマークグループ・長崎県宅建協会版ビジョン)に向かい、法令遵守と公正な取引を基本に、公益社団法人としての社会的使命及び役割を認識した事業を推進し、会員の経営基盤強化・業務支援、消費者に対する権利の擁護、地域社会への貢献を行い、本会の公益とする事業を未来永劫、推進出来る体質強化及びそれに基づく存続・発展を期するために、次なるステップへと向かって邁進していく。

主な事業として

公益目的事業 1

【不動産取引に係る調査研究・情報提供事業】

消費者に安心・安全な不動産情報を提供するため、「たっけんくんネット」の更なる利用促進のための使いやすい環境の整備及び積極的なPR活動、長崎県不動産市況の調査・研究、公共事業用地代替地・UIターン・空き家バンク等を始めとする各種行政等との提携及び連携を図る。また、空き家所有者からの総合相談窓口として対応等に取り組む。

公益目的事業 2

【不動産取引等啓発・人材育成事業】

宅地建物取引を担う会員の資質向上並びに一般消費者が不動産取引等に関する知識習得のため、不動産セミナー等への参加を薦め啓蒙活動を行う。また、開業希望者へ新規開業支援セミナーや新規免許業者等研修会も行う。不動産広告の適正化に向けて消費者モニター会議を開催し意見交換を行い、違反広告の調査をすると共に宅地建物取引業者を指導することに取り組む。

公益目的事業 3

【地域社会への貢献事業】

消費者保護を図るため、支部無料相談所及び行政機関に不動産相談員を派遣し、消費者からの不動産相談に対し宅建業法等の法令に基づき適正・迅速に対応する。不動産無料相談にて相談者に的確な指導、助言ができるように相談員の資質向上の為に教育研修を行う。また、不動産相談員に委嘱された新任の相談員に対し教育研修を行い、同時に不動産取引実務の基礎知識習得を目的としたインターネット通信教育資格講座（不動産キャリアパーソン※1）を受講させる。不動産電話相談員に対し電話相談の基本的なマナー等を含めた研修を行う。消費者の賃貸住宅への入居時並びに退去時等におけるトラブルを未然に防止するための啓蒙活動を目的として賃貸トラブル防止セミナーを行う。長崎県土木部建築課宅地指導班・長崎県消費生活センター・各市消費者センターとの情報交換を行う。国等が行う行政相談に積極的に参加し、幅広く不動産業の啓蒙に取り組む。

その他の事業として

女性部会の活性化のための支援や新しく青年部会の設立に向けての準備を行う。平成31年度を目標に会員の円滑な事業運営のサポートのための会員支援組織設立について準備を行う。

今後も宅地建物取引業の健全な発展を促進し、消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、以下の具体的な事業を実施する。

I 公益目的事業

【公益目的事業 1】

不動産取引に係る調査研究・情報提供事業（情報提供委員会）

1. インターネット会員への入会促進及び「たっけんくんネット」への情報の登録促進
2. 「たっけんくんネット」の積極的なPR活動（SNS等の活用・研究）
3. 「たっけんくんネット」のSEO対策及びシステム改善

4. 大手検索サイトとの情報システムの構築・研究
5. 不動産の流通に関する研修
6. 長崎県不動産市況の調査・研究
7. 不動産フェアの実施（各支部での開催）
8. UIターン・空き家バンク等について行政との連携・調査研究
9. 提携業務の拡充・行政との意見交換
10. 不動産流通の促進及び提携業務に関する調査研究
11. 長崎空家相談窓口事業の調査研究

【公益目的事業 2】

不動産取引等啓発・人材育成事業（啓発育成委員会）

1. 会員の資質の向上及び啓発、一般消費者への情報提供のため、本部セミナーを2回、及び支部セミナーを各1回以上、直轄セミナーを各1回実施する。
2. 法定講習会を年4回実施する。
3. セミナーの内容の充実、実施時期、効率的な方法について具体的に検討し、実施する。
4. 他委員会との連携を図り、会員の業績向上のため、合同委員会を実施し広く意見の交換会を行う。
5. 法令の遵守と普及を図る。
6. 宅建業所管行政及び関係機関との意見交換会を行なう。
7. 宅地建物取引士証の提示を機会あるごとに啓蒙、啓発する。
8. 新規免許業者等研修会を年3回開催する。
9. 新規開業支援セミナーを企画、2回開催する。
10. 啓発育成委員会を年10回実施する。
11. 消費者モニター会議及び賛助会員との共同意見交換会を2回開催する。
12. 違反広告の官民合同実態調査を行なう。（重大な違反広告があった場合）
13. 広告の適正表示に関する研修会を開催する。
14. 表示規約や景品規約の周知徹底と規約違反の未然防止を図り、適正な広告表示及び過大な景品類の提供防止に努める。
15. 随時、違反広告物のチェックを行い、軽微なものは電話または文書で注意する。
16. 悪質な広告違反事業者に対しては、事情聴取会を開催したうえ、口頭警告、厳重警告、違約金課徴のいずれかの措置をとる。
17. 宅地建物取引士資格試験に係る受験申込受付及び試験監督等の事務を実施する。

【公益目的事業 3】

地域社会への貢献事業（地域貢献委員会）

1. 一般相談業務を実施する。
2. 電話による相談業務を週に1回行う。
3. 苦情相談業務を実施し、苦情解決業務の迅速な処理を行い、業務の円滑化を図る。
4. 保証協会本部からの認証可否結果報告に基づき委員会で検証し、知識向上に努めると共に事例研究に力を入れる。
5. 本部、支部研修会及び広報誌上で苦情の実情を周知し、啓蒙を図る。
6. 不動産フェア等での一般相談会の実施協力を行う。
7. 行政相談（国等が行う）に積極的に参加して、幅広く不動産業の啓蒙を行う。
8. 不動産相談員に対する本部研修会を2回実施する。
9. 長崎県土木部建築課宅地指導班との情報交換及び意見交換会を実施する。

10. 長崎県消費生活センターと意見交換会を実施する。
11. 各支部において市消費者センターとの協力を図る。
12. 地域貢献委員会の役割、位置付けなどを会員へ周知する。

II 収益事業

1. 宅建保証、火災保険代理店などの会員支援事業
2. 分譲品などの物品販売事業
3. 不動産会館賃貸事業

III その他事業

1. 総会及び理事会等の議事運営を行う。
2. 入会を促進するための事業等を実施する。
3. 新規入会、代表者変更、専任の宅建取引士等の入会審査を随時、実施する。
4. 新規開業支援の調査研究を実施する。
5. 会報を発行し、協会活動の周知を図る。
6. 協会ホームページの充実に努める。
7. 従業者登録証作成を啓蒙推進する。
8. 規程の変更に伴い、規程集の差し替え分を印刷し会員へ周知する。
9. 会員支援事業として、損害保険「総代理店制度」、家賃保証システム「ふれんず宅建保証」、全宅連関連の各種制度など関連団体との連携、紹介を行う。
10. 女性部会運営の支援を行う。
11. 青年部会の設立に向けての準備支援を行う。
12. 会長より付託された職員人事、健康診断、福利厚生事業等を実施する。
13. 会費の期限内納入の徹底を図るため、金融機関口座振替を推進する。
14. 会費未納者に対しては、電話や文書による督促等、具体的対応を行う。
15. 定時総会における役員・会員・職員の表彰を実施する。
16. 会員向けの厚生事業として、支部総会終了後の懇親会、班会等の開催支援を行う。
17. 書類の電子化に向けて研究推進する。
18. 他県の協会運営を調査研究する。

※1 不動産キャリアパーソン

宅地建物取引業に従事する者やこれから従事しようとする者、さらには不動産取引に関わる一般消費者が適正な不動産取引実務の知識を学習することで、不当に被るトラブルや紛争を減少していくために、取引当事者が主体的に関与できる研修制度として創設されたのが「不動産キャリアサポート制度」で、その学習成果を認定するのが「不動産キャリアパーソン」資格です。